ABCI利用登録申請書

年　月　日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

　理事長　石村 和彦

○○株式会社

（○○県○○市○○町１−１）

利用管理者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究等に基づく共用高性能計算機ABCI利用約款（以下、「約款」といいます。）に基づき、下記のとおり、利用の登録を申請します。また、利用にあたって次の各項に同意します。

① 約款において定められた全ての事項を遵守します。

② その他、利用にあたり、ABCI管理者及びABCI運用担当等の指示に従います。

記

（１）テーマ名（共同研究契約書がある場合は共同研究契約書の表題及び締結日）

（２）利用目的及び概要

（利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCIの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。）

（３）利用の希望期間

（利用期間は年度末（３月末日）を超えることはできません。）

（４）ABCIポイントに相当する利用料金の上限

（ABCIポイントに相当する利用料金は、一の共同研究契約に基づき複数の利用登録を行う場合には、それぞれの登録に係る利用料金の合計額をいいます。）

（５）利用者の氏名、所属及び連絡先（他に所属する法人等（大学の学生を含む。以下同じ。））

（利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録住所の国名（例：東工大・日本）、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名（例：LLNL, 米国）も記載してください。）

利用管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

利用者

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

利用者

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

（６）利用者に非居住者が含まれないことの確認

（非居住者※がABCI利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続その他所定の手続が必要となります。下記の「非居住者の確認及びABCIのチェックリスト」への記入をお願いします。）

＜注意事項＞

① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果ABCI利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。

②「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。

(例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等

③居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として扱います。

④利用者の追加、利用管理者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 居住者 | 非居住者 |
| 日本人 | 1. ① 日本国内に居住する人
2. ② 日本の在外公館に勤務する人
 | ①外国の事務所（日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務するために外国に滞在する人②２年以上滞在するために外国に滞在する人③外国に２年以上滞在する人④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が６ヶ月未満の人 |
| 外国人 | ①日本国内にある事務所に勤務する人②来日後６ヶ月以上経過した人 | 1. ① 外国に居住する人
 |

非居住者の確認及びABCIのチェックリスト

Ⅰ．利用者が居住者か否かを確認します。

該当する項目をチェック（■または☑）してください。

□利用者は全員居住者である。⇒ Ⅱの項目は記載不要です。

□利用者に非居住者が含まれる。⇨ Ⅱを記載してください。

Ⅱ. 安全保障輸出管理の観点でABCI利用サービスを利用する用途等を確認します。

該当する事項をチェック（■または☑）してください。

利用管理者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等（兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等）について、下記項目のチェックをお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありません。（いいえの場合は、その該当箇所を■にする。）□輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第３の２に掲げる国又は地域□輸出令別表第４に掲げる国又は地域 | □はい □いいえ |
| 2 | 利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。以下同じ。）の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている法人等ではありません。 | □はい □いいえ |
| 3 | 利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は過去行っていた法人等ではありません。 | □はい □いいえ |
| 4 | 利用者はABCI利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に関連すると指定している次の行為に用いません。（いいえの場合は該当項目を■にする。）□ (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究□ (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等□ (3) 重水の製造□ (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理□ (5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為。　　□ a. 化学物質の開発又は製造　　□ b. 微生物又は毒素の開発等　　□ c. ロケット又は無人航空機の開発等　　□ d. 宇宙に関する研究 | □はい □いいえ |
| 5 | 利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関ではありません。 | □はい □いいえ |
| 6 | 利用者はABCI利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。 | □はい □いいえ |

（７）利用者の本人確認

（利用者全員の本人確認を実施後に、チェック（■または☑）してください。）

□利用者全員の本人確認を実施した。

（利用管理者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。）

１　顔写真付き身分証明書（社員証等）。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。

　(1) 利用者の氏名と顔写真

　(2) 利用者の所属する法人名

　(3) 利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述

２　利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し

　(1) 運転免許証

　(2) 旅券

　(3) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（ただし、個人番号通知カードは除く）

　(4) 在留カード

　(5) その他研究所が認めるもの

ABCI利用登録申請内容の変更届

年　月　日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

　理事長名

○○株式会社

（○○県○○市○○町１−１）

利用管理者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究等に基づく共用高性能計算機ABCI利用約款（以下、「約款」という。）に基づき、下記のとおり、利用登録申請内容の変更を届けます。また、利用にあたって次の各項に同意します。

① 約款において定められた全ての事項を遵守します。

② その他、利用にあたり、ABCI管理者及びABCI運用担当等の指示に従います。

記

（１）テーマ名（変更する場合、チェック（■または☑）して、新しいテーマ名を記入してください。）

□

（２）利用目的及び概要（変更する場合、チェック（■または☑）して、記入してください。）

（利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCIの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。）

□

（３）利用の希望期間（変更する場合、チェック（■または☑）して、記入してください。）

（利用期間は年度末（３月末日）を超えることはできません。）

□

（４）ABCIポイントに相当する利用料金の上限（変更する場合、チェック（■または☑）して、記入してください。）

□

（５）利用者の氏名、所属及び連絡先（他に所属する法人等（大学の学生を含む。以下同じ。））

　　（利用管理者を変更する場合は、新しい利用管理者をご記入ください。）

　　（削除する利用者を＜削除＞、追加する利用者を＜追加＞にご記入ください。）

（利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録住所の国名（例：東工大・日本）、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名（例：LLNL, 米国）も記載してください。）

利用管理者（変更する場合、ご記入ください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

利用者＜削除＞

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

利用者＜追加＞

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所　属 |  | 役　職 |  |
| 住　所 | 〒 |  |
| (他所属) |  | (他所属の国名) |  |
| 氏　名 | (姓)  | (名)  | 電話番号 |  |
| NAME |  |  | 電子メール |  |

（６）利用者に非居住者が含まれないことの確認

（非居住者※がABCI利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続きその他所定の手続きが必要となります。下記の「非居住者の確認及びABCIのチェックリスト」への記入をお願いします。）

＜注意事項＞

① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果ABCI利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。

②「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。

(例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等

③居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として扱います。

④利用者の追加、利用管理者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 居住者 | 非居住者 |
| 日本人 | 1. ① 日本国内に居住する人
2. ② 日本の在外公館に勤務する人
 | ①外国の事務所（日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務するために外国に滞在する人②２年以上滞在するために外国に滞在する人③外国に２年以上滞在する人④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が６ヶ月未満の人 |
| 外国人 | 1. ① 日本国内にある事務所に勤務する人
2. ② 来日後６ヶ月以上経過した人
 | 1. ① 外国に居住する人
 |

非居住者の確認及びABCIのチェックリスト

Ⅰ．利用者が居住者か否かを確認します。

該当する項目をチェック（■または☑）してください。

□利用者は全員居住者である。⇒ Ⅱの項目は記載不要です。

□利用者に非居住者が含まれる。⇨ Ⅱを記載してください。

Ⅱ. 安全保障輸出管理の観点でABCI利用サービスを利用する用途等を確認します。

該当する事項をチェック（■または☑）してください。

利用管理者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等（兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等）について、下記項目のチェックをお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありません。（いいえの場合は、その該当箇所を■にする。）□輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第３の２に掲げる国又は地域□輸出令別表第４に掲げる国又は地域 | □はい □いいえ |
| 2 | 利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。以下同じ。）の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている法人等ではありません。 | □はい □いいえ |
| 3 | 利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は過去行っていた法人等ではありません。 | □はい □いいえ |
| 4 | 利用者はABCI利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に関連すると指定している次の行為に用いません。（いいえの場合は該当項目を■にする。）□ (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究□ (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等□ (3) 重水の製造□ (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理□ (5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為。　　□ a. 化学物質の開発又は製造　　□ b. 微生物又は毒素の開発等　　□ c. ロケット又は無人航空機の開発等　　□ d. 宇宙に関する研究 | □はい □いいえ |
| 5 | 利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関ではありません。 | □はい □いいえ |
| 6 | 利用者はABCI利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。 | □はい □いいえ |

（７）利用者の本人確認

（利用者全員の本人確認を実施後に、チェック（■または☑）してください。）

□利用者全員の本人確認を実施した。

（利用管理者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。）

１　顔写真付き身分証明書（社員証等）。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。

　(1) 利用者の氏名と顔写真

　(2) 利用者の所属する法人名

　(3) 利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述

２　利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し

　(1) 運転免許証

　(2) 旅券

　(3) マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（ただし、個人番号通知カードは除く）

　(4) 在留カード

　(5) その他研究所が認めるもの